

3

建設業法とは

① 目的

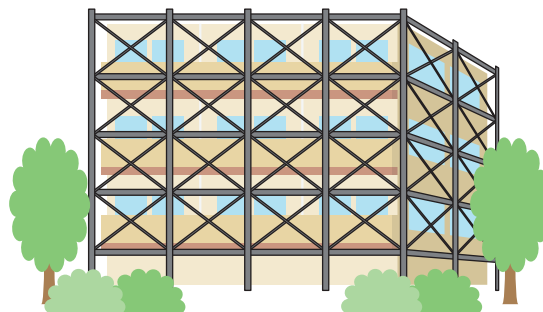
建設業法とは

- ①建設業（※）を営む者の資質の向上
- ②建設工事の請負契約の適正化

これらを図りながら、

- ①建設工事の適正な施工を確保
- ②発注者の保護
- ③建設業の健全な発展

を促進し、最終公共の福祉の増進を目的とします。



※建設業

元請・下請・その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

② 一般建設業と特定建設業の違い

軽微な建設工事（※）のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は一般建設業の許可を受けなければなりません。

また、発注者から直接工事を請け負った元請が建築一式工事の場合は総額 4,500 万円（それ以外の工事の場合は総額 3,000 万円）以上を下請と契約して工事を施工する場合は、特定建設業の許可が必要です。

受注金額の大きさは特定許可の条件ではありません。

※軽微な建設工事とは、工事一件の請負金額が・・・

- ◎ 建築一式工事の場合は、1,500 万円未満の工事、または延べ面積が 150 ㎡未満の木造住宅工事
- ◎ その他の建設工事の場合は、500 万円未満の工事

③ 元請、特定建設業者の責務

特定建設業者が元請となった場合は、一次、二次下請を含む全ての下請に対し建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法等、諸法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。

具体的には

- ①工事現場で法令遵守指導の実施
- ②下請の法令違反には是正指導
- ③下請が是正しない時の許可行政庁への通報

④ 無許可業者との契約の禁止

建設業許可をとっていない建設会社との契約は、軽微な建設工事以外できません。契約すれば建設業法に基づく行政処分の対象となります。